

事 務 連 絡
平成31年4月17日

核燃料物質使用者 各位
核原料物質使用者

原子力規制庁原子力規制部
核燃料施設等監視部門保安監視班

平成30年度核燃料物質使用者等に対する立入検査結果について

平素より、原子力安全規制行政に御理解、御協力いただき、御礼申し上げます。

原子炉等規制法に基づく核燃料物質使用者（原子炉等規制法施行令第41条非該当使用者）及び核原料物質使用者に対し、これまでの任意の使用状況調査に変わり、平成28年度より、原子炉等規制法第68条第1項の規定に基づく立入検査を実施しているところです。

（平成28年4月13日第2回原子力規制委員会資料 <https://www.nsr.go.jp/data/000146895.pdf>）

平成31年4月17日の原子力規制委員会において、平成30年度の立入検査の結果を報告しました。検査の結果、違反事項は確認されなかったものの、安全性向上の観点から、同封の資料の別紙2に掲げられていることについて、原子力規制庁より改善を求めました。

（同封の資料は原子力規制委員会HPでもご覧になれます。（平成31年4月17日第4回原子力規制委員会資料 <http://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/kisei/00000427.html>）

他使用者に対する改善内容ではありますが、安全性向上の観点から、参考になるものと考えています。

つきましては、内容をご確認の上、自らの施設管理等の保安管理に照らし、同様な事例が確認された場合には、自ら改善していただきますよう、よろしくお願いいたします。

今後とも、施設の安全確保、適切な保安管理に努めて頂きますよう、よろしくお願いいたします。

～本件に関する問い合わせ先～

原子力規制庁原子力規制部
核燃料施設等監視部門 保安監視班
電話 03-5114-2115(直通)

平成 30 年度核燃料物質使用者等に対する立入検査結果について

平成 31 年 4 月 17 日
原子力規制庁

核燃料物質使用者のうち、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）施行令第 41 条各号に該当しない使用者及び核原料物質使用者（以下「令第 41 条非該当使用者等」という。）に対して、平成 28 年度から、法第 68 条第 1 項の規定に基づく計画的な立入検査を実施することが、平成 28 年 4 月の原子力規制委員会において了承された。

平成 30 年度の実施結果を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく令第 41 条非該当使用者等に対する立入検査の実施要領」（平成 28 年 4 月 27 日 原子力規制委員会）に基づき、以下のとおり報告する。

1. 平成 30 年度立入検査対象

別紙 1 のとおり、下記の選定方針に基づいた工場又は事業所を対象として選定した。

＜検査対象者の選定方針＞

- (1) プルトニウムの使用の許可を受けている工場又は事業所
- (2) 法人の合併により、使用施設等を継承するために、新規に核燃料物質の使用の許可を取得した工場又は事業所
- (3) 他の使用者から核燃料物質等を譲り受けた工場又は事業所
- (4) 過去 10 年間に、従前の任意の調査（以下「使用状況調査」という。）（平成 20～27 年度）及び立入検査（平成 28～29 年度）を実施していない工場又は事業所

2. 検査の観点

(1) 核燃料物質使用者

- ① 法第 56 条の 2（記録）に定める放射線管理等の記録の有無及び適切性
- ② 法第 56 条の 3（保安のために講ずべき措置）に従って講じる保安のために必要な措置（管理区域への立入制限、線量等に関する措置等）の実施状況
- ③ 以前に立入検査又は使用状況調査が実施されている場合、この際の指摘に対する措置の状況
- ④ その他保安のために必要な事項

(2) 核原料物質使用者

- ① 法第 57 条の 7 第 4 項に定める技術上の基準に従って講じる措置の状況
- ② 法第 57 条の 7 第 6 項に定める記録の有無及び適切性
- ③ 以前に使用状況調査が実施されている場合、この際の指摘に対する措置の状況
- ④ その他保安のために必要な事項

3. 検査結果

(1) 法第62条の3（事故故障等の報告）に定める事象に該当するもの
なし

(2) (1) 以外で2. に違反するもの（軽微なものを除く）
なし

4. まとめ

平成30年度の立入検査においては、「法第62条の3に定めるもの」及び「違反（軽微なものを除く）」に該当する事象は認められなかった。

軽微なものについては、直ちに安全上問題となる事項ではないものの、安全性の向上の観点から改善事項として事業者に対して改善を求めた。（別紙2参照）

なお、平成29年度の立入検査の結果は、令第41条非該当使用者等に周知しており、平成30年度の結果も同様に周知することとする。

平成30年度立入検査対象

【核燃料物質使用者】

- ・新潟県放射線監視センター新潟分室
- ・大阪府立大学研究推進機構
- ・パナソニックライティングデバイス株式会社 高槻地区
- ・JXTGエネルギー株式会社 堺製油所
- ・三菱ケミカル株式会社 横浜研究所

(平成31年4月1日より三菱ケミカル株式会社 Science & Innovation Centerに事業所名称変更)

- ・旭化成株式会社 製造統括本部 川崎製造所
- ・ナカライテスク株式会社 伏見桂川事業所
- ・産業技術総合研究所つくば中央第五事業所Jエリア
- ・株式会社日立製作所 日立研究所エネルギーイノベーションセンター
- ・東芝ライテック株式会社
- ・帝人株式会社 岩国開発センター
- ・株式会社 高純度化学研究所 東松山工場

【核原料物質使用者】

- ・株式会社 高純度化学研究所 東松山工場 (核燃料物質に係る検査を含む)

全12事業所

安全性の向上の観点からの改善事項

立入検査を行った結果、以下の事項については、軽微なもので直ちに安全上問題となる事項ではないものの、安全性の向上の観点から事業者に対して改善を求めた。

(1) 施設に関するもの

- ①使用者は、核燃料物質の保管状況について、貯蔵容器である試薬瓶から液体の滲みを確認したため、オーバーパックを施したものの、貯蔵箱の空き容量の都合上、貯蔵容器を横倒しで保管する状況が続いていることから、全ての試薬瓶を縦置きで保管できるよう対策を講じること。(使用規則※第2条の11の8)

(2) 記録等に関するもの

- ①自らの施設における放射線作業や従事者の放射線管理を外部委託している場合においては、委託業者に任せることなく、核燃料物質使用者として、委託業者の行っている内容を把握し、放射線管理や作業の結果を使用者が把握すること。(使用規則※第2条の11)

(3) その他

- ①ホットプレート等の加熱器は、使用していない際でも漏電や誤作動で火災が発生することが考えられることから、使用していない際は電源プラグを抜いておく等の対策を検討すること。(使用規則※第2条の5)
- ②核燃料物質の漏えい防止の観点から、仮置きしている容器の転倒対策や当該容器周辺に転倒のおそれのあるものを置かない等の地震対策を検討すること。(使用規則※第2条の11の8)
- ③核燃料物質の漏えい防止の観点から、試料を封入した容器をビニール袋に封入するなどの対策や核燃料物質の貯蔵容器や放射性廃棄物のドラム缶の状態の確認を定期的に行うことを検討すること。(使用規則※第2条の11の8)
- ④自然災害による核燃料物質の拡散防止の観点から、ハザードマップの更新状況の確認(浸水想定範囲の拡大)や台風等の周辺災害の情報を収集し、必要な対策を検討すること。(使用規則※第2条の5)

※ 核燃料物質の使用等に関する規則(昭和32年総理府令第84号)